

(7) 災害医療及び原子力災害医療

① 第7次愛媛県地域保健医療計画の進捗及び評価

災害医療においては、限られた医療資源を最大限活用し、災害時に救命できるはずの被災者が救命されることを目的としていますが、目的に関連する「DMAT等の救護班の活動実績」や「広域医療搬送の実績」などの指標については、個々の災害の規模や発災時の医療ニーズ・資源等に影響されるため、数値目標の設定を行っておりません。

一方、災害医療及び原子力災害医療体制の構築に向けては、平成30年7月豪雨や新型コロナウイルス感染症の影響により整備に遅れが生じた項目があるものの、災害医療においては、全災害拠点病院の耐震化、DMAT等の受入れを想定した研修の実施などに取り組み、原子力災害医療においては、派遣チームの構成員数の増加や、緊急被ばく医療アドバイザー数及び原子力災害医療協力機関の登録増加による体制強化を行うなど、着実に整備が進んでおり、目的の達成に向けおおむね順調な進捗状況です。

今後も継続して、発災後48時間以内の災害急性期において必要な医療が確保される体制の構築、急性期を脱した後も住民の健康が確保される体制の構築の2点に配慮し、関係機関との一層の連携強化や人材育成・確保を図ることが重要です。

〔第7次愛媛県地域保健医療計画 災害医療・緊急被ばく医療 数値目標〕

指標名	出典	集計単位	基準値		最新値		目標値	
				時点		時点		時点
愛媛 DMAT の活動実績	県調べ	県	無	H29 年度	無	R4 年度	—	—
県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、日本赤十字社愛媛県支部、県柔道整復師会、県災害リハビリテーション連絡協議会等県内関係団体の活動実績	県調べ	県	無	H29 年度	無	R4 年度	—	—
原子力災害派遣医療チームの活動実績	県調べ	県	無	H29 年度	無	R4 年度	—	—
航空機を使用した被災地外への傷病者搬送実績	県調べ	県	無	H29 年度	無	R4 年度	—	—
県外からの救護班等外部支援の活動実績	県調べ	県	無	H29 年度	無	R4 年度	—	—

(参考)【整備目標】

医療機能	指標名	出典	集計単位	基準値		最新値		目標値		評価
					時点		時点		時点	
災害拠点	全ての施設が耐震化された災害拠点病院の割合	国調べ	県	87.5%	H29.4	100%	R3.9	100%	R3年度	◎
	DMAT (26チーム)の隊員数	県調べ	県	138人	H29.4	160人	R5.12	168人	R5年度	○
災害拠点病院以外 の病院	二次救急医療機関の耐震化率	国調べ	県	73.8%	H29.5	84.7%	R4.10	86.9%	R5年度	○
	県外医療チームの活動を補完・支援するチームの数	県調べ	県	6 チーム	H29.12	20 チーム	R5.12	42 チーム	R5年度	○
	DMAT・救護班等県外医療チームの活動を補完・支援するチーム研修の受講者数	県調べ	県	31人	H29.12	104人	R5.12	211人	R5年度	○
自治体	保健所長を補佐し、救護班等の派遣調整を行うロジスティック要員の数	県調べ	県	0人	H29年度	10人	R5.4	48人	R5年度	○
原子力災害医療体制	原子力災害医療派遣チームの構成員数	県調べ	県	93人	H29年度	100人	R5.1	120人	R5年度	○

【評価】◎：目標値に達している、○：目標値には達していないが改善に向け推移している、△：改善がみられない、－：評価できない

②概況

災害時には、通常の医療体制が十分に機能しない中で、多数の傷病者が発生することが想定され、限られた時間・人・物の中で最大限の効果を得るという視点に立って、救助・搬送・医療活動はもとより、情報の収集・提供、関係機関への指示・要請、医療スタッフ・医薬品等の確保等を含めた総合的かつ広域的な体制を迅速に立ち上げ、稼働させることが重要です。

特に気象災害に対しては、本県は、平成30年7月豪雨により、土砂災害や河川の氾濫が発生し、南予地域を中心に県下各地で甚大な被害が発生したことを踏まえ、自主的な業務継続計画（BCP）の策定、浸水想定区域（洪水・雨水出水・高潮）又は津波災害警戒区域に所在する医療機関等に浸水対策の実施を一層啓発していく必要があります。

また、今後30年以内に南海トラフ沿いを震源とする大規模な地震が70～80%の確率で発生すると予測されているほか、中央構造線断層帯の石鎚山脈北縁西部区間における30年以内の地震発生確率は0～12%（Sランク）と当断層帯で最も高く評価されており、また、四国唯一の原子力発電所が設置されていることから、東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故を踏まえた複合災害を想定した医療救護体制の構築等、平時から関係機関が連携し、不測の事態に迅速に対応できる体制を整備しておく必要があります。

▼医療資源・連携等に関する情報

本県の二次医療圏域は、6つの地域に分類されており、松山圏域が県総人口の47.8%を占めています。また、国が定める要件に従い、災害基幹拠点病院は県で1カ所、災害拠点病院は、二次医療圏ごと（約10万人～20万人ごと）に設置され、県全体や各地域において災害医療を提供する上で中心的な役割を担っています。

なお、地勢情報、地質情報、ハザードマップ、過去の災害発生状況、他の関係部局における体制（救助、搬送に係るシステム、インフラ）については、『愛媛県地域防災計画』及び後述の『防災計画に定める医療救護のあらまし』を参照することとします。

圏域	総人口（人）	人口構成比（%）	病院数	災害拠点病院（精神科）
宇摩	82,754	6.2	8	1
新居浜・西条	220,729	16.5	21	1
今治	158,181	11.9	28	1
松山	637,742	47.8	50	3うち基幹1（1）
八幡浜・大洲	131,669	9.9	15	1
宇和島	103,766	7.8	12	1
県計	1,334,841	100.0	134	8（1）

出典：令和2年10月1日国勢調査『人口等基本集計結果』

※ 宇摩圏域（四国中央市）、新居浜・西条圏域（新居浜市・西条市）、今治圏域（今治市、上島町）、松山圏域（松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町）、八幡浜・大洲圏域（八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町）、宇和島圏域（宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町）

※ 地域経済分析システム RESAS によると、圏域間で昼間人口と夜間人口は大きな偏りはない。

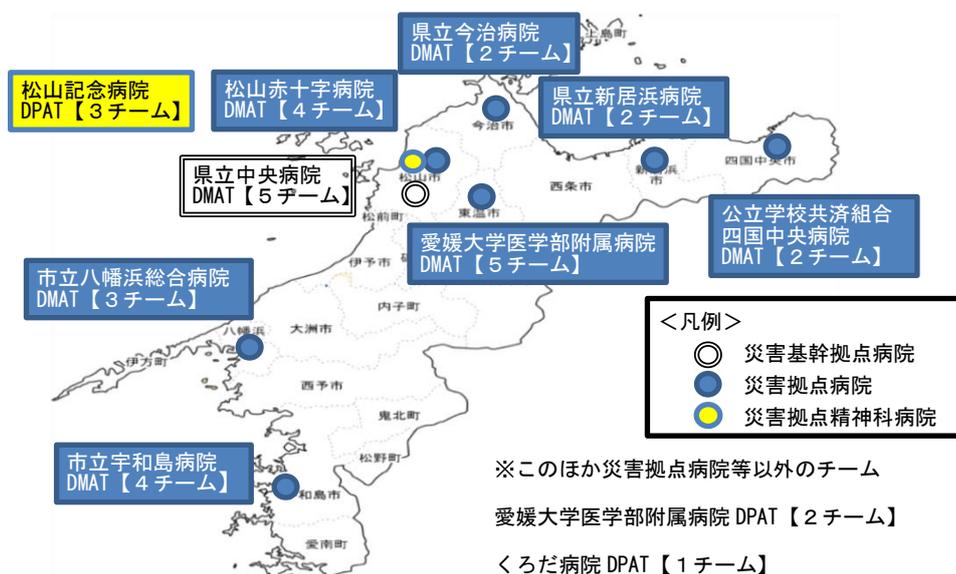
▼災害拠点病院等（以下、災害基幹拠点病院・災害拠点病院・災害拠点精神科病院をまとめて災害拠点病院等という。）

災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な緊急体制を確保する災害拠点病院等を整備することにより災害時の医療を確保しています。

区分	圏域	病院名	指定年度
災害基幹拠点病院	全県	県立中央病院	平成9年2月17日
災害拠点病院	宇摩	公立学校共済組合四国中央病院	平成22年4月1日
	新居浜・西条	県立新居浜病院	平成9年2月17日
	今治	県立今治病院	〃
	松山	松山赤十字病院 愛媛大学医学部附属病院	〃 平成17年11月21日
	八幡浜・大洲	市立八幡浜総合病院	平成9年2月17日
	宇和島	市立宇和島病院	〃
災害拠点精神科病院	全県	松山記念病院	令和3年3月31日

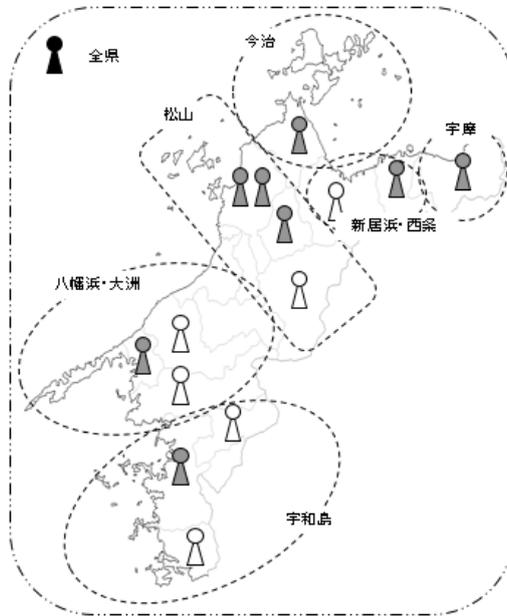
▼災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）

DMAT・DPATの増設を進めてきたほか、保健医療活動チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、薬剤師チーム、看護師チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。以下、同様。）との連携を強化に努めています。（DMAT 8病院 27チーム：令和5年12月現在、DPAT 3病院 6チーム：令和5年3月現在）



▼災害医療コーディネータ

災害時に、行政や関係機関と連携し、医療ニーズ等の集約や、それを踏まえた人的・物的調整を行う災害医療コーディネータ 18 名を県災害対策本部（保健医療福祉調整本部のうち災害医療対策部）、8つの災害拠点病院、6つの公立病院に設置しています。

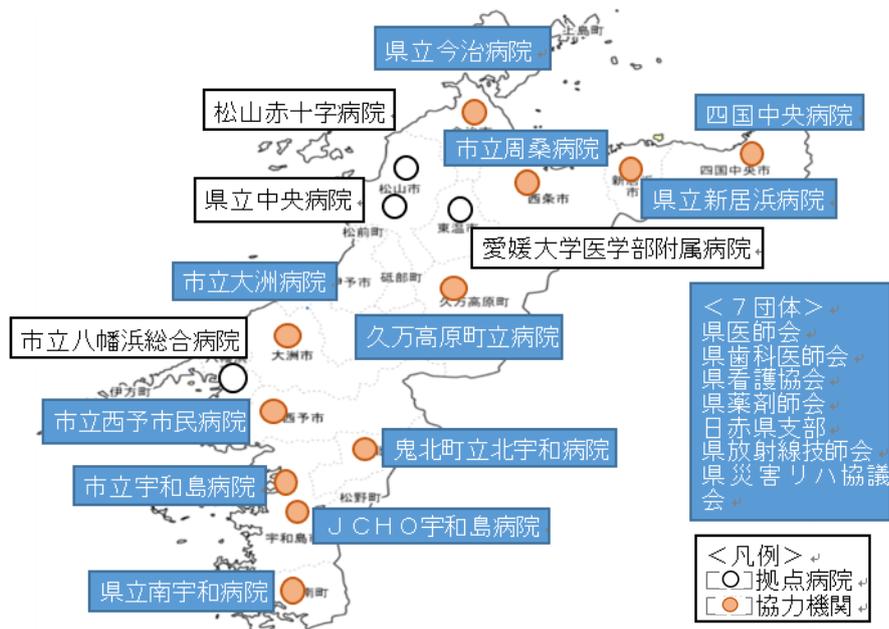


- ▲ 統括コーディネータ(1名)**
 - ・県内の医療救護活動の統括及び調整
 - ・県内の被災状況、医療ニーズ等の収集分析等
 - ・災害拠点病院Co、国及び関係機関との連絡調整等
 - ・災害時における県内医療提供体制の確保
- ▲ 災害拠点病院コーディネータ(11名)**
 - ・圏域内の被災状況、医療ニーズ等の収集分析等
 - ・圏域内のDMAT、救護班等の受入れ調整等
 - ・圏域内の医療機関の患者受入れ、搬送調整等
 - ・圏域内の医療機関の医療活動支援に係る調整等
 - ・統括Co、公立病院Co、他圏域Coとの連絡調整
 - ・圏域内の関係機関との連絡調整
- △ 公立病院コーディネータ(6名)**
 - ・立地市町内の被災状況、医療ニーズ等の収集等
 - ・立地市町内のDMAT、救護班等の受入れ調整等
 - ・立地市町内の医薬品等の調達供給調整等
 - ・災害拠点病院Coとの連絡調整
 - ・立地市町内の関係機関との連絡調整

▼原子力災害医療機関

原子力災害時に、被ばく傷病者等を受け入れて適切な診療等を行い、原子力災害医療派遣チームを保有する「原子力災害拠点病院（4病院）」を指定しています。

また、被ばく傷病者等の初期診療、避難入院患者の受入れ等の原子力災害拠点病院の支援や、県等が行う安定ヨウ素剤配布、避難退域時検査等の原子力災害対策を支援する「原子力災害医療協力機関（18機関：11病院・7団体）」を登録しています。



③圏域の設定

圏域	対象市町
全県	20市町

〔設定理由〕

全県単位で救護班やDMAT・DPATなどの保健医療活動チームの派遣調整等を行う必要があることから、災害医療体制、原子力災害医療体制ともに、全県を医療圏とします。

その上で、二次医療圏単位で、災害拠点病院等及び原子力災害拠点病院が中心となり、地域の実情に応じた災害医療体制や原子力災害医療体制、大規模災害時を想定した国や他県との広域連携体制の構築を目指します。

④各機能における目的、求められる機能、現状、課題及び対策

▼災害拠点病院等

〔目的〕

救護班やDMAT又はDPAT等の派遣機能を有し、24時間緊急対応し傷病者を受け入れるなど、災害時に拠点となる医療機関において医療救護活動を行うことにより、救命できるはずの被災者が救命される。

〔現状〕

- ・災害基幹拠点病院は病院の機能を維持するために必要な全ての施設、災害拠点病院及び災害拠点精神科病院は診療に必要な施設が耐震構造であり、災害時においても電気、水、ガス等の生活必需基盤を維持し、必要な医療機能を発揮できるよう、自家発電機、適切な容量の受水槽、井戸を整備するとともに、3日分程度の備蓄燃料、飲料水・食料、医薬品、医療資機材等を備蓄するなど、災害医療の中心拠点となる機能を有しています。
- ・上記の機能を踏まえ、災害基幹拠点病院は県内において、災害拠点病院は各医療圏域において、それぞれ災害医療の中心的な役割を担っています。
- ・災害基幹拠点病院は、各種訓練や研修などの運営企画を通じて、災害医療に精通した医療従事者の育成に取り組んでいます。
- ・BCPに基づき、被災した状況を想定した研修や訓練等に取り組みつつ、必要に応じてBCPの見直しを進めています。

〔課題・求められる機能〕

災害基幹拠点病院及び災害拠点病院においては、災害時に、多数の傷病者に対し必要な医療を提供するためには、災害時においても、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、多数の患者に対応できる施設・設備、医療従事者を確保する必要があります。

また、災害拠点精神科病院においては、災害時に精神疾患を有する患者の一時的避難に対応できる場所や重度の精神疾患を有する患者に対応可能な保護室などを有し、医療保護入院、措置入院等の精神保健及び精神障害福祉に関する法律に基づく精神科

医療を提供する施設設備、医療従事者を確保する必要があります。

上記の機能を踏まえ、災害基幹拠点病院は県内において、災害拠点病院は各医療圏域において、それぞれ災害医療を提供する上での中心的な役割を担うことが期待されています。

なお、基幹災害拠点病院においては、災害医療に精通した医療従事者の育成（県医師会等とも連携した地域の医療従事者への研修を含む。）の役割を担うことが期待されています。

〔対策〕

- ・浸水対策等の災害に備えた設備整備を促進し、更なる拠点機能の強化を図ります。
- ・DMAT・DPATについては、引き続き、研修等を通じたスキルアップやチーム及び運用体制の整備を図るとともに、チーム間の連携を図ります。
- ・引き続き、災害基幹拠点病院は、都道府県（県庁災害対策本部への協力）において、災害時の保健医療提供体制を効率的に調整するため、都道府県災害医療コーディネーター（本県においては、愛媛県災害医療コーディネータ（統括コーディネータ）のことをいう。）とともに災害医療を提供する上での中心的な役割を担います。
- ・引き続き、災害拠点病院は、各医療圏域（県災害対策本部地方本部・支部（保健所）への協力）において、各地域内の保健医療活動の調整等をするため、地域災害医療コーディネーター（本県においては、愛媛県災害医療コーディネータ（災害拠点病院コーディネータ）のことをいう。）とともに災害医療を提供する上での中心的な役割を担います。
- ・引き続き、災害基幹拠点病院は、各種訓練や研修の実施において、社会ニーズを的確に捉え、県政運営と連携した効果的な運営企画を行います。
- ・引き続き、被災後早期に診療機能を回復できるよう、BCPに基づいた訓練を実施し、随時、被災想定を検証に取り組みます。
- ・県総合防災訓練や国の大規模地震時医療活動訓練等において、二次救急医療機関や救護所等からの重症者の受入れやドクターヘリによる傷病者の搬送を含めた総合的な医療救護活動訓練を実施するとともに、関係機関が実施する各種訓練へ積極的に参加します。

▼災害拠点病院等以外の病院

〔目的〕

救護班等と連携し、災害時においても早期に診療機能を回復して傷病者を受け入れるとともに、DMAT・DPATなどの保健医療活動チームの受援活動を行うことにより、救命できるはずの被災者が救命される。

〔現状〕

- ・日本赤十字社をはじめ、医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会、柔道整復師会及び災害リハビリテーション連絡協議会と災害時の支援協定を締結し、救護班の派遣等について協力関係を構築しています。

- ・災害拠点病院等以外の市立又は町立の公立病院は、各市町における災害医療の中心的な役割を担っています。
- ・県地域防災計画で、災害拠点病院等以外の全病院等を救護所等に配置された救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者を収容する救護病院等に指定しています。
- ・大規模地震等への災害に備え、災害拠点病院等以外の全病院を対象にBCPの策定に取り組んでいます。

〔課題・求められる機能〕

災害時に、多数の傷病者に対し必要な医療を提供するためには、救護所へ日本赤十字社や医師会等の救護班を派遣するとともに、救護所に対応できない重症者及び中等症者を救護病院で受け入れる体制のほか、救護班やDMAT・DPATなどの保健医療活動チーム受援体制の整備が必要です。

近年、増加している集中豪雨による被害を踏まえて、浸水想定区域や津波被害警戒区域の医療機関は、浸水対策を推進する必要があります。

〔対策〕

- ・各医療機関が施設の耐震改修に主体的に取り組むよう、引き続き、耐震化の重要性を啓発するとともに、建築担当部局及び防災担当部局と連携して耐震化の促進を図ります。
- ・各医療機関が浸水対策等の災害に備えた設備整備に主体的に取り組むよう、引き続き啓発するとともに、市町並びに土木担当部局及び防災担当部局と連携して浸水対策の促進を図ります。
- ・引き続き、災害拠点病院等以外の市立又は町立の公立病院は、市町（市町災害対策本部への協力）において、災害時の保健医療提供体制を効率的に調整するため、各市町の保健医療活動の調整等をするため、地域災害医療コーディネーター（本県においては、愛媛県災害医療コーディネーター（公立病院コーディネーター）のことをいう。なお、設置されていない市町においては、医療圏内の災害拠点病院及び災害拠点病院コーディネーターが役割を補完する。）とともに災害医療を提供する上での中心的な役割を担います。
- ・二次救急医療機関を主な対象とし、災害医療に関する知識やノウハウの習得、多数傷病者の受入れ、保健医療活動チームの受援体制、災害時の情報伝達（EMIS及び衛星電話等）等の実務面での対応力向上を図る研修を継続して実施します。
- ・医療機関自らが被災しても早期に診療機能を回復できるよう、BCPの策定促進や、院内防災訓練等の実施支援に努めます。
- ・災害時に、円滑に医療救護活動を実施できるよう、関係団体とともに地域災害医療対策会議運営訓練等への参加促進を図ります。

▼自治体

〔目的〕

災害時に設置する県災害対策本部において医療救護を担当する県災害医療対策部が、

県保健医療福祉調整本部の一員として、災害医療コーディネータ、保健所、医療機関はもとより、DMAT、日本赤十字社・医師会救護班、災害支援ナース、透析医会などの保健医療活動チームとともに医療救護活動を展開し、県保健福祉対策部のDHEAT、DPATや災害時小児周産期リエゾン、衛生環境研究所などの保健医療活動チームや機関のほか、消防・防災関係機関と連携することで、救命できるはずの被災者が救命される。

〔現状〕

- ・EMIS通信訓練の実施やDMAT養成研修などの各種研修や訓練を定期的に斡旋及び開催を行うことで県内の災害医療体制の整備に努めています。
- ・災害基幹拠点病院の統括コーディネータ（県立中央病院災害医療センター長）が、県災害対策本部（保健医療福祉調整本部のうち災害医療対策部）に参画し、全県的な医療救護活動のコーディネータや災害対策本部等の各部門、関係機関間の調整等を実施しています。
- ・全県レベルの「愛媛県災害医療対策協議会」、圏域レベルの「地域災害医療対策会議」において、県・市町と日本赤十字社、医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会等関係団体、消防・防災関係機関との連携強化を図り、災害医療体制の構築を進めています。
- ・災害時小児周産期リエゾンを設置し、保健所のほか、保健医療活動チームとの連携を強化し、小児・周産期医療に係るコーディネータ体制を構築しています。
- ・電気や水等のインフラに大きく依存する透析医療機関は、被災状況に応じて透析患者の受入調整等を行うネットワークを構築しており、本県との連携を強化しています。
- ・大規模災害により医薬品等の供給に支障が生じたときには、薬事関係団体との間で締結している協定等に基づき、災害拠点病院等に優先的に供給する体制を構築しており、災害医療対策部において、関係団体等と連携して被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチングを行うこととしています。
- ・大規模災害時に重篤な患者を航空搬送する広域医療搬送拠点について、松山空港ビル(株)との災害時連携協定により、設置及び資機材の保管場所を確保しています。
- ・本県、関西広域連合、高知県、香川県及び中国・四国地方の広域支援カウンターパートナーである広島県とドクターヘリの災害時等の相互応援協定を締結しています。

〔課題・求められる機能〕

災害時に、多数の傷病者に対し必要な医療を提供するためには、県・市町は、災害時の拠点となる施設や資機材の整備、訓練や研修を通じた関係機関との連携強化、人材育成に取り組むとともに、災害時には、災害医療コーディネータのほか、救護班やDMAT・DPAT・災害支援ナースなどの個々に組織的な支援活動を展開する様々な保健医療活動チームと連携し、災害時の保健医療福祉調整活動を円滑に実施することが重要となります。

また、令和4年の医療法改正により、災害時の医療に加え、感染症発生・まん延時

に都道府県知事の求めに応じて派遣される人材を国が養成・登録する仕組みが法に位置づけられ、令和6年4月1日より施行されることから、今後の新興感染症まん延時におけるDMAT・DPAT・災害支援ナースの活動が明確化され、自治体と一層の協力体制を構築することが求められています。

さらに、国が新型コロナウイルス感染症対応時に活用された臨時の医療施設の災害対応への適用を検討しており、本県もその動向を注視していく必要があります。

〔対策〕

- ・引き続き、県総合防災訓練や研修などを通じて、災害医療従事者の養成に努めるほか、救護班やDMAT・DPAT・災害支援ナースなどの保健医療活動チーム等と連携を図り、災害医療体制の充実・強化を進めます。
- ・医療法の改正に基づき、医療機関との間で締結しているDMAT・DPAT等の派遣に係る協定を見直すとともに、今後の新興感染症に対する体制の構築に寄与するため、DMAT感染症研修の受講を促進していきます。
- ・災害支援ナースについては、国及び日本看護協会の応援派遣体制の制度設計を踏まえ、県看護協会と協力し、専門的知見を活かした本県の制度を構築していきます。
- ・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の養成や研修を通じて、保健医療活動に関する保健所の総合調整機能を強化します。
- ・県、市町、社会福祉協議会、関係団体等で構成する「災害時福祉支援地域連携協議会」の災害時要配慮者支援チーム（DWAT）等に対する研修や訓練を通じて、災害時要配慮者へのサポート体制を強化します。
- ・災害時に、災害医療コーディネータや保健所、関係団体等との連携強化を図るため、避難所、救護所等の情報収集・共有、救護班等の受入・派遣、医薬品等の供給調整等を円滑に行う「地域災害医療対策会議」の運営訓練に取り組みます。
- ・「シェイクアウトえひめ」などの県が実施する様々なイベント機会を捉え、地域住民に対して災害医療の理解と災害時の備えの重要性を普及啓発していきます。
- ・重症者の県外搬送を迅速かつ円滑に実施するため、松山空港で広域医療搬送拠点（SCU）の運営訓練を実施し、災害拠点病院等をはじめとする関係機関との連携強化に努めます。
- ・国が検討している発熱外来などで活用された医療コンテナ（コンテナの中に医療資機材を搭載し、運搬可能な医療モジュールの一種をいう。）の災害時における活用については、先行事例をもとに本県での具体的な活用方法について研究を重ねていきます。
- ・ドクターヘリについては、災害時にもその機能を最大限発揮できるよう、県総合防災訓練等を通じて、消防等関係機関との連携協力体制の強化や、拡充したランデブーポイントの有効活用に努めるほか、四国4県及び広島県と構築した相互応援体制による広域的な連携強化を図ります。

▼原子力災害医療体制

〔目的〕

原子力災害時に被ばくや汚染した傷病者等に対して、関係機関と連携して迅速で適切な医療を提供することで、救命できるはずの被災者が救命される。

〔現状〕

国の原子力災害対策指針に基づいて、必要な原子力災害医療体制の整備に取り組んでいます。

原子力災害時には、県において災害医療対策部（災害医療と同じ体制）を設置し、原子力災害医療調整官（県立中央病院災害医療センター長）のもと、国、市町、原子力事業者、医療機関、搬送機関が連携して、傷病者の医療機関への搬送調整、医療機関等への医療チームの派遣調整、住民に対するスクリーニング（汚染検査）及び簡易除染の実施、安定ヨウ素剤の配布及び服用指示等を行うこととしています。

県の原子力災害医療体制の強化に向けて、専門的な立場から指導、助言及び協力等を行う緊急被ばく医療アドバイザーを12名（医師：10名、診療放射線技師：2名）委嘱し、原子力防災訓練の企画・実施を通じ、医療機関との連携・協力体制を構築しています。

〔課題・求められる機能〕

原子力災害時に、必要な医療を提供するためには、訓練や研修等を通じた関係機関との連携強化や人材育成のほか、放射線測定機器等の原子力災害医療特有の資機材整備など、原子力災害医療の機能強化を図る必要があります。

また、万一の原子力災害発生に備え、安定ヨウ素剤緊急配布や避難退域時検査・簡易除染等住民避難行動に係る対策についても、更なる実効性の向上に努める必要があります。

〔対策〕

- ・原子力災害拠点病院に設置する原子力災害医療派遣チームの充実・強化に取り組めます。
- ・原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関において、適切な原子力災害医療が実施できる施設、設備、資機材の整備に努めます。
- ・汚染傷病者の受入対応等原子力災害医療協力機関の機能強化に努めます。
- ・原子力災害医療従事者の知識・技術の向上を図るため、各機関の機能や役割に応じた研修、実災害時に近い想定下での訓練を通じて、原子力災害医療体制の実効性向上に取り組めます。
- ・原子力災害医療体制の機能強化を図るため、緊急被ばく医療アドバイザーの増員を目指します。
- ・緊急被ばく医療アドバイザー会議等において、原子力災害医療に関する運用等を引き続き協議・検討し、搬送体制を含め原子力災害医療体制の充実・強化を図ります。
- ・伊方発電所P A Z住民に対して、安定ヨウ素剤の事前配布率の向上に努めます。

- ・住民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、安定ヨウ素剤の緊急配布や避難退域時検査等に要する人員の確保及び資機材の整備・拡充を図るとともに、研修や訓練を通じて、適切に実施できる体制づくりに努めます。

⑤数値目標

項目	現状値 (R4年度)	目標値
愛媛DMATの活動実績	無	—
愛媛DPATの活動実績	無	—
県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、日本赤十字社愛媛県支部、県柔道整復師会、県災害リハビリテーション連絡協議会等の県内関係団体の活動実績	無	—
原子力災害派遣医療チームの活動実績	無	—
航空機を使用した被災地外への傷病者搬送実績	無	—
県外からのDMAT・DPATや保健医療活動チーム等の外部支援の活動実績	無	—

* 第7次計画に引き続き、災害医療の対象は「医療を提供できれば防ぎうる死」を回避することにあり、限られた医療資源を最大限活用し、「災害時に、救命できるはずの被災者が救命される」ことを第8次計画の目的とします。

前回と同様に、当該目的に関する救護班等の活動実績や、航空機を使用した被災地外への傷病者の搬送実績等は、個々の災害の規模や発災時の医療ニーズ・資源等に影響され、目標の数値化ができないことから、目標設定は行わないこととします。

ただし、第7次計画で整備目標とした内容に継続して取り組みつつ、本計画で示した課題と対策の進捗を図る活動指標として、以下の重点目標を設定します。

(参考) 国が作成指針で示す重点指標を踏まえた第8次計画期間の重点目標

医療機能	指標名	現状		計画	
		現状値	時点	計画値	時点
災害拠点 病院等	被災した状況を想定した(院内)災害実動訓練を実施した病院の割合	88.9%	R5年度	100.0%	R11年度
	災害実動訓練(県総合防災訓練、内閣府主催大規模地震時医療活動訓練、四国ブロックDMAT実働訓練等)への参加DMAT・DPATのチーム数	11チーム	R4年度	15チーム	R11年度
災害拠点 病院等以 外の病院	二次救急医療機関の耐震化率	84.7%	R4.10	90.0%	R11年度
	業務継続計画(BCP)の策定率	34.4%	R4.9	60.0%	R11年度
自治体	DMAT感染症研修を受講したDMAT隊員数	22人	R5.10	37人	R11年度
	都道府県による医療従事者に対する災害医療教育の実施回数(DMAT・DPAT・DHEAT・DWAT等)	4回	R4年度	8回	R11年度
原子力災害 医療体制	原子力災害医療派遣チームの構成員数	100人	R4年度	120人	R11年度

地域防災計画に定める「医療救護体制の確保」のあらまし

- 1 実施体制 市町（近隣市町、県、その他の医療機関の応援）
災害救助法が適用された場合は県、日本赤十字社愛媛県支部
- 2 災害医療コーディネータの設置
 - (1) 統括コーディネータ・・・愛媛県全体の医療救護活動を統括 計1名
 - (2) 災害拠点病院コーディネータ・・・二次医療圏域内の医療救護活動を調整
○公立学校共済組合四国中央病院(1)、県立新居浜病院(1)、県立今治病院(1)、
県立中央病院(2)、松山赤十字病院(2)、愛媛大学医学部附属病院(2)、
市立八幡浜総合病院(1)、市立宇和島病院(1) 計11名
 - (3) 公立病院コーディネータ・・・市町内の医療救護活動を調整
○西条市立周桑病院、久万高原町立病院、市立大洲病院、市立西予市民病院、
鬼北町立北宇和病院、県立南宇和病院 計6名
- 3 災害時小児周産期リエゾンの設置
 - (1) 統括リエゾン・・・愛媛県全体の小児・周産期医療に係る医療救護活動を統括
県立中央病院(5)、松山赤十字病院(3)、愛媛大学医学部附属病院(5) 計13名
 - (2) 地域リエゾン・・・二次医療圏域内の小児・周産期医療に係る医療救護活動を調整
公立学校共済組合四国中央病院(2)、県立新居浜病院(4)、県立今治病院(3)、
市立八幡浜総合病院(1)、市立宇和島病院(2) 計12名
- 4 県が派遣する救護班の種類及び編成
 - 種類 保健所・公的医療機関、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会、旧国立病院等
 - 編成 医師1～2人、保健師・看護師4～5人、事務職員1～2人
- 5 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣及び派遣要請
県内のDMATチーム（県立中央病院、公立学校共済組合四国中央病院、県立新居浜病院、
県立今治病院、愛媛大学医学部附属病院、松山赤十字病院、市立八幡浜総合病院、
市立宇和島病院） ※必要に応じて他県又は国に対して派遣を要請
- 6 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣及び派遣要請
県内のDPATチーム（松山記念病院、愛媛大学医学部附属病院、くろだ病院） ※必要に応じて
他県又は国に対して派遣を要請
- 7 初期医療体制の整備
市町地域防災計画に、救護所の設置箇所、医療救護用の資機材の備蓄等を記載するとともに、災
害医療コーディネータ、県及び関係機関と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握
方法や救護班の受入れ・派遣方針等について、予め検討を行う。
- 8 後方医療体制等の整備
 - (1) 救護病院、救護診療所（県が選定）
○救護所で対応できない傷病者を収容し、医療を提供する。
○県内の全病院（134）、病院のない旧町村区域は公立診療所（16） 計150施設
 - (2) 災害（基幹）拠点病院（県が指定）
○災害時における広域的な医療拠点、救護班・DMATの派遣等
○公立学校共済組合四国中央病院、県立新居浜病院、県立今治病院、県立中央病院（基幹）、
松山赤十字病院、愛媛大学医学部附属病院、市立八幡浜総合病院、市立宇和島病院
計8施設
 - (3) 災害拠点精神科病院（県が指定）
○災害時における広域的な精神医療拠点、救護班・DPATの派遣等
○松山記念病院 計1施設
 - (4) 三次医療救急施設

9 大規模災害時における民間との協定

- (1) 災害時の医療救護に関する協定
 - ・(一社)愛媛県医師会(平成8年2月1日)
 - ・(一社)愛媛県歯科医師会・(一社)愛媛県薬剤師会・(公社)愛媛県看護協会(平成15年4月9日)
- (2) 災害時に必要な医薬品等の調達に関する協定
 - ・愛媛県医薬品卸業協会(平成15年4月9日)
- (3) 災害時の柔道整復師支援活動に関する協定
 - ・(公社)愛媛県柔道整復師会(平成19年3月19日)
- (4) 災害時における医療ガス等の供給に関する協定
 - ・(一社)日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門愛媛県支部(平成24年3月26日)
- (5) 災害時における被災者支援に関する協定
 - ・愛媛県薬事振興会(平成24年6月18日)
- (6) 災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定
 - ・愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会(平成28年2月14日)
- (7) 災害時における医療機器等の供給に関する協定
 - ・愛媛県医療機器販売業協会(平成29年11月6日)
- (8) 広島県及び愛媛県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定
 - ・広島県、広島大学病院(平成30年8月1日)
- (9) 災害時における被災者支援に関する協定
 - ・日本チェーンドラッグストア協会愛媛県支部(令和2年3月13日)
- (10) 災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定
 - ・(公社)愛媛県栄養士会(令和2年10月15日)
- (11) 救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)相互応援に係る基本協定
 - ・関西広域連合、香川県、高知県、高知県・高知市病院企業団(令和5年6月6日)
- (12) 広域医療搬送拠点に必要な資機材の保管等に関する協定
 - ・松山空港ビル株式会社(令和5年6月26日)

10 広域的救護活動の調整

隣接県に対する傷病者の受入れ要請、他県等からの救護班・DMAT、医薬品等の受入れ調整 など

11 広域医療搬送

県は広域医療搬送の円滑かつ迅速な実施に向け、国や関係機関と連携し、広域医療搬送拠点の設置場所、運営方針、協力・連携機関等に係る計画を予め定める。

12 医薬品、医療資機材等の確保体制の整備**13 災害情報の収集・連絡体制の整備(救急医療情報システム等を活用した情報通信手段の多重化)****14 医療機関の機能確保・充実(耐震性確保、自家発電、貯水槽等の整備、防災マニュアルの作成等)****15 災害時の病院機能維持に関連する関係部局の民間との主な協定**

(交通・輸送・電気・水・ガス・通信・建物倒壊等 ※食料・資機材・生活物資を除く)

交通

大規模災害発生時における相互協力に関する協定

- ・西日本高速道路株式会社(平成24年5月31日)【防災危機管理課】

災害時等における相互協力に関する協定

- ・本州四国連絡高速道路株式会社(令和1年10月25日)【防災危機管理課】

輸送

災害時の物資等の輸送に関する協定

- ・一般社団法人愛媛県トラック協会(平成15年4月9日)【交通政策室】

災害時の船舶による輸送等に関する協定(物資)

- ・愛媛県内航海運組合連合会(平成15年4月9日)【産業政策課】

災害時の船舶による輸送等に関する協定(人員等)

- ・愛媛県旅客船協会（平成17年2月14日）【交通政策室】
災害発生時の船舶による警備部隊等の輸送に関する協定
- ・石崎汽船株式会社（平成23年8月24日）【警察本部】
災害時における自動車等の提供に関する協定
- ・愛媛県レンタカー協会（平成24年2月23日）【防災危機管理課】
災害時の人員等の輸送に関する協定
- ・一般社団法人愛媛県バス協会（平成24年8月10日）【交通政策室】
災害時の人員等の輸送に関する協定
- ・一般社団法人愛媛県ハイヤー・タクシー協会（平成24年8月10日）【交通政策室】
災害時における物資等の輸送に関する協定
- ・赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合（平成24年8月10日）【交通政策室】
災害時における船舶による輸送等に関する協定
- ・日本内航海運組合総連合会（平成26年2月21日）【産業政策課】
災害時における船舶による緊急輸送に関する協定
- ・愛媛県水難救済会（令和3年9月30日）【防災危機管理課】

エネルギー

- 災害時における自動車等の燃料等の調達に関する協定
- ・愛媛県石油商業組合（平成17年2月14日）【防災危機管理課】
災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定
- ・一般社団法人愛媛県LPガス協会（平成19年3月19日）【消防防災安全課】
災害時における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定
- ・愛媛トヨタ自動車株式会社、愛媛トヨペット株式会社、トヨタカローラ愛媛株式会社、ネッツトヨタ愛媛株式会社、ネッツトヨタ瀬戸内株式会社、トヨタモビリティパーツ株式会社愛媛支社（令和4年2月9日）【防災危機管理課】

ライフライン

- 大規模災害時の被災地との通信確保に関する協定
- ・西日本電信電話株式会社四国支店（平成24年7月26日）【防災危機管理課】
大規模災害時の被災地との通信確保に関する協定
- ・株式会社NTTドコモ四国支社（平成24年7月26日）【防災危機管理課】
大規模災害時の被災地との通信確保に関する協定
- ・KDDI株式会社（平成24年7月26日）【防災危機管理課】
大規模災害時の被災地との通信確保に関する協定
- ・ソフトバンク株式会社（平成24年7月26日）【防災危機管理課】
避難所等における公衆無線LANの設置・運営に係る協定
- ・ソフトバンク株式会社（平成25年7月22日）【デジタル戦略室】
災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定
- ・四国電力株式会社（令和2年6月29日）【防災危機管理課】
災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定
- ・四国電力送配電株式会社（平成27年11月5日）【防災危機管理課】
災害時における電気通信設備等の復旧に係る相互協力に関する協定
- ・西日本電信電話株式会社四国支店（令和3年5月31日）【防災危機管理課】
災害時における電気通信設備等の復旧に係る相互協力に関する協定
- ・株式会社NTTドコモ四国支社（令和3年5月31日）【防災危機管理課】
災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定
- ・中国電力株式会社（・中国電力ネットワーク株式会社）（令和4年2月4日）【防災危機管理課】
大規模災害時の被災地との通信確保に関する協定
- ・楽天モバイル株式会社（令和4年4月27日）【防災危機管理課】

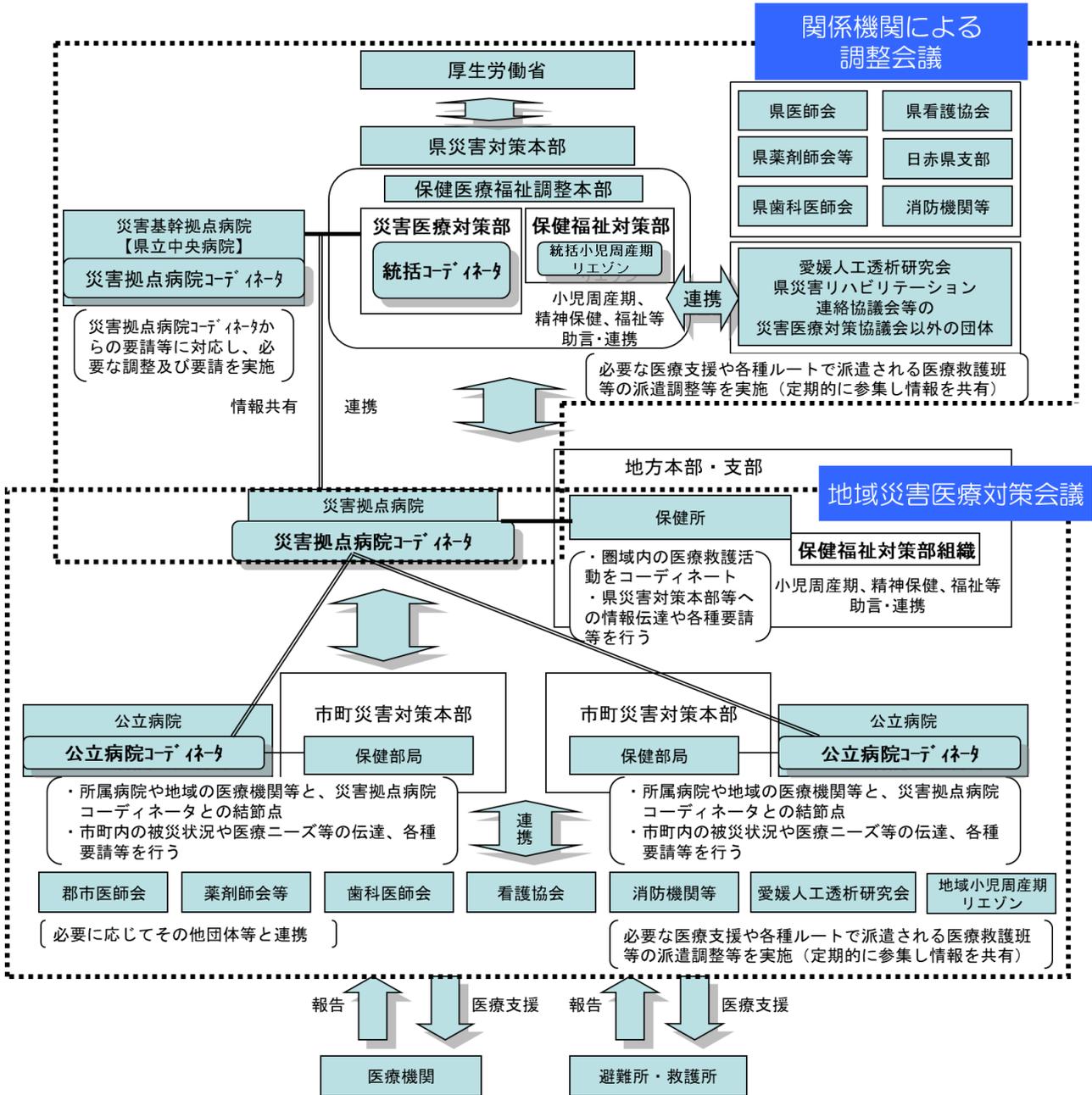
生活用水

- 災害時における水輸送の協力に関する協定
- ・愛媛県生コンクリート工業組合（平成18年8月22日）【経営支援課】

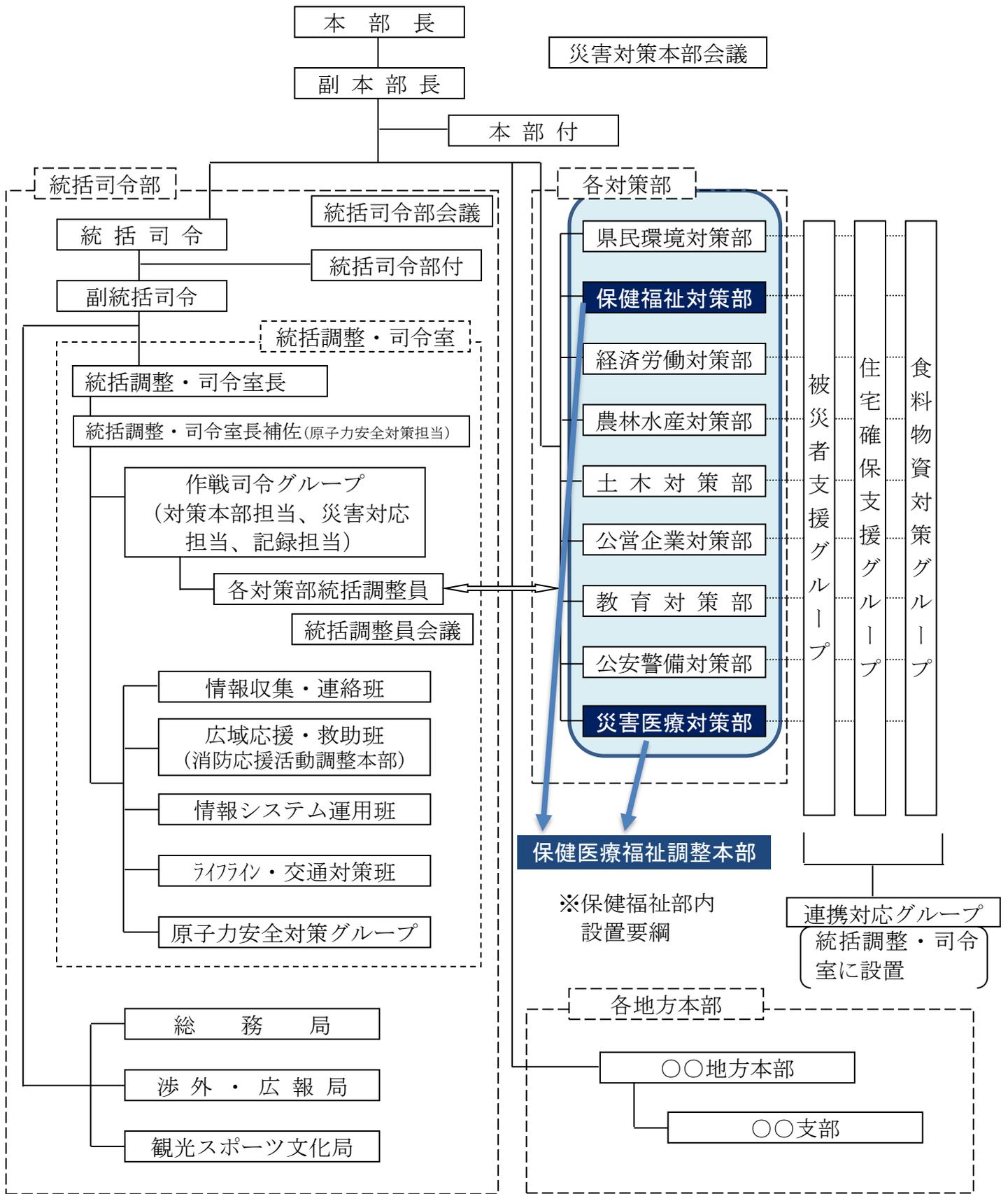
判定

- 愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定
- ・公益社団法人愛媛県建築士会（平成30年7月20日）【建築住宅課】

◆本県の災害医療体制



◆本県災害対策本部組織図



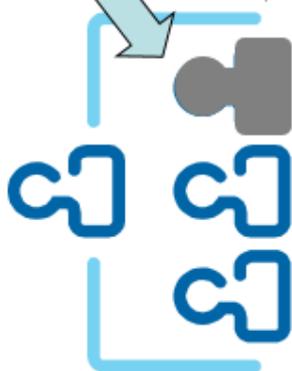
[医療救護の展開イメージ]



厚生労働省



県災害対策本部

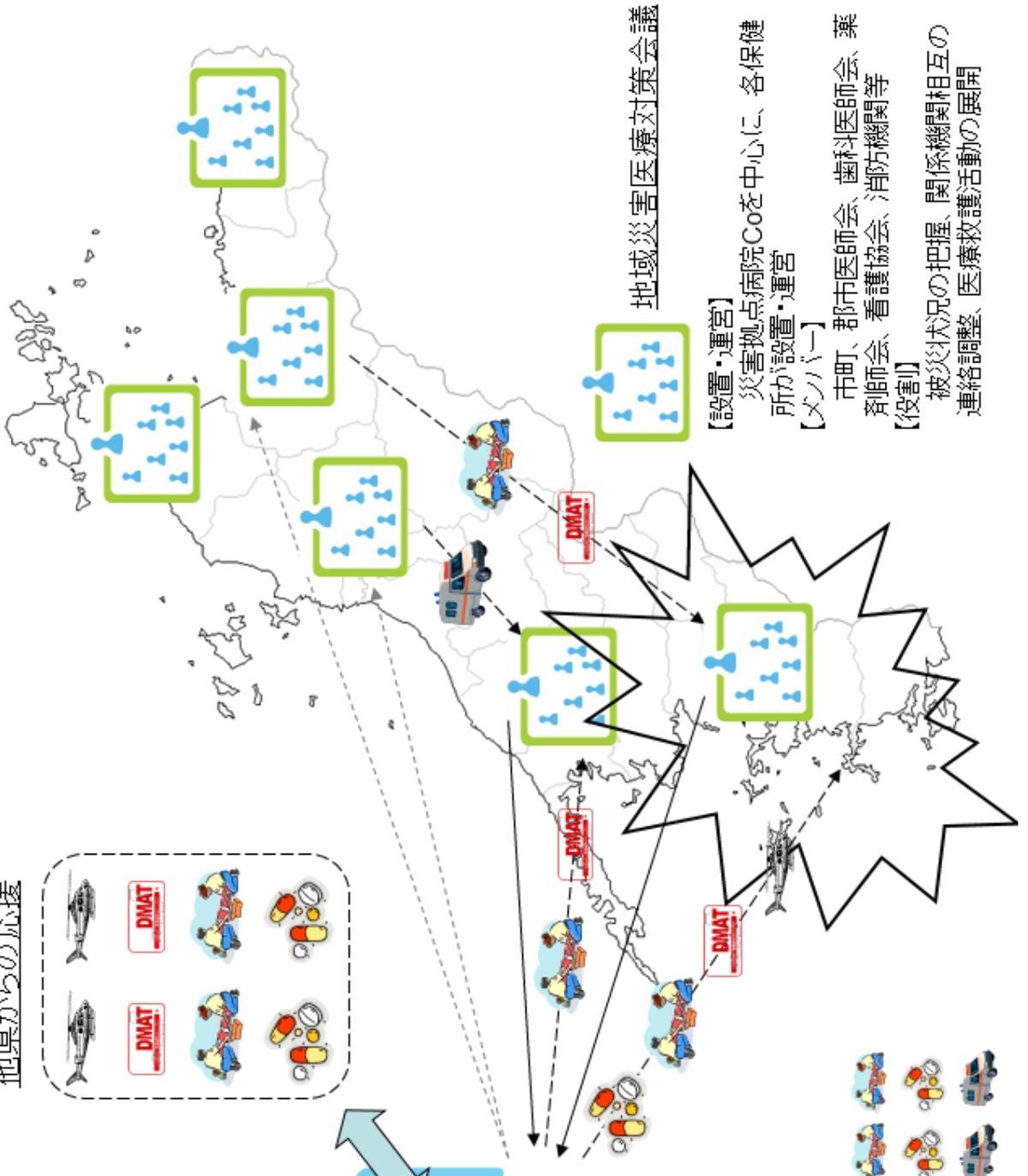
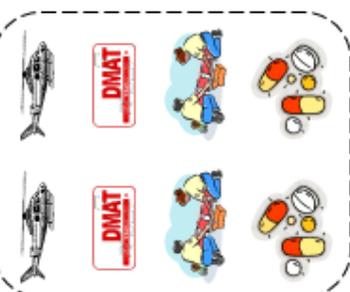


統括Co



災害医療関係機関
 県医師会、県歯科医師会
 県薬剤師会、県看護協会
 日赤県支部、消防機関
 県警、自衛隊 等

他県からの応援



地域災害医療対策会議

【設置・運営】
 災害拠点病院Coを中心に、各保健
 所が設置・運営

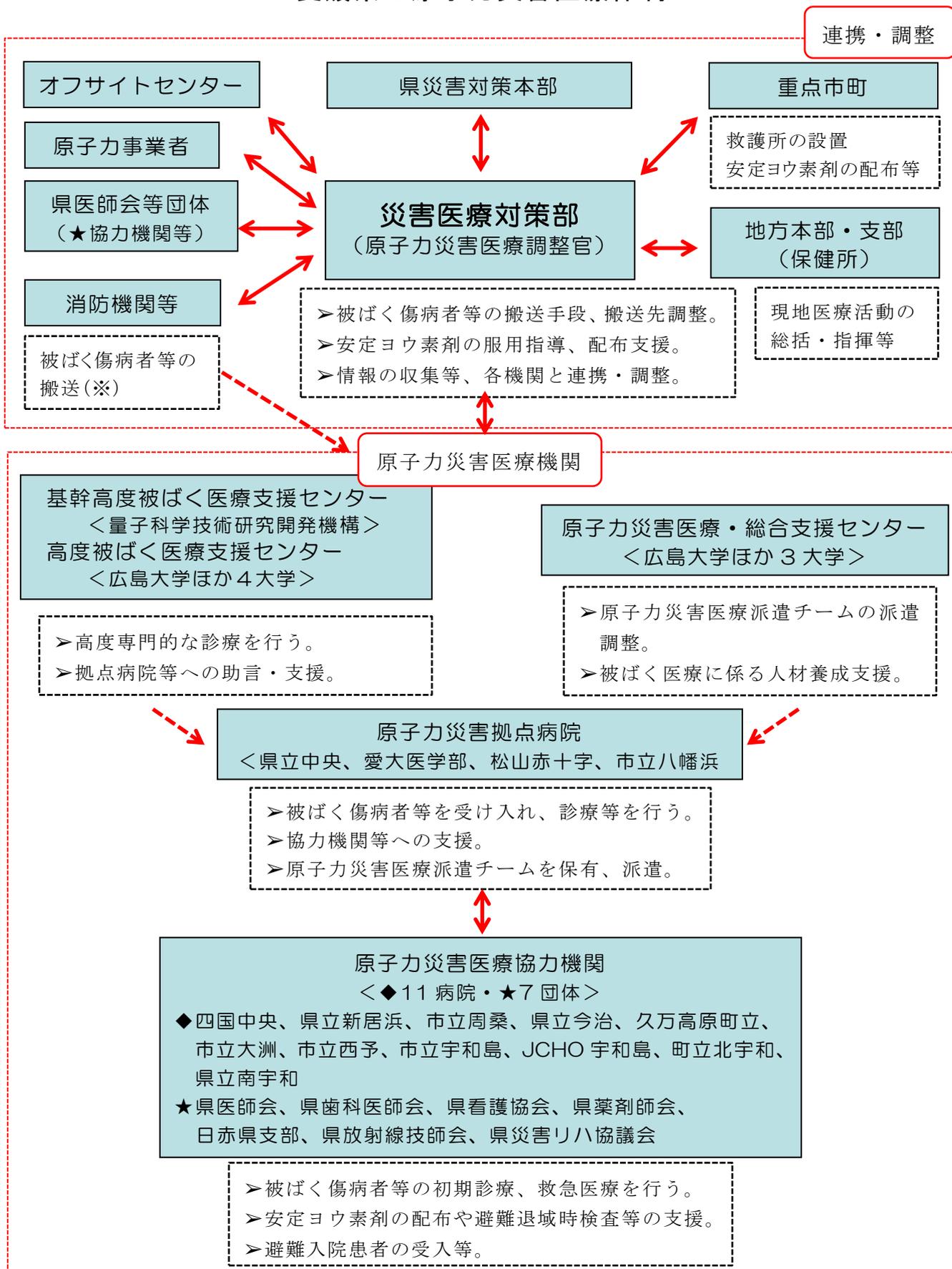
【メンバー】

市町、都市医師会、歯科医師会、薬
 剤師会、看護協会、消防機関等

【役割】

被災状況の把握、関係機関相互の
 連絡調整、医療救護活動の展開

愛媛県の原子力災害医療体制



(※) 被ばく傷病者の医療機関への搬送は、原則として消防機関が実施し、原子力事業者は協力。消防機関による搬送が困難な場合は、重点市町、原子力事業者が実施する。

また、緊急を要する場合は、県消防防災ヘリ等により実施し、原子力事業者は協力する。

(注) 原子力事業所内医療施設においては、原則として事業所内で発生した被ばく者に対応する。

救護病院一覧表(令和5年8月末時点)
 ※愛媛県では、県内の全病院(134病院)を救護病院に指定

医療圏	番号	機関名	郵便番号	所在地	電話番号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産施設 の有無	救護 班数	三次救急医療施設▲ 災害基幹拠点病院● 災害拠点病院(精神)◎ 救護病院等 ○
宇摩	1	公立学校共済組合四国中央病院	799-0193	四国中央市 川之江町2233	0896-58-3515	275 (229)	○	2	◎ ○
宇摩	2	長谷川病院	799-0111	四国中央市 金生町下分1249-1	0896-58-5666	100 (100)	—	1	○
宇摩	3	石川記念会HITO病院	799-0121	四国中央市 上分町788-1	0896-58-2222	257 (253)	—	2	○
宇摩	4	西岡病院	799-0421	四国中央市 三島金子2-7-22	0896-24-5511	60 (60)	—	1	○
宇摩	5	豊岡台病院	799-0435	四国中央市 豊岡町長田字桶ノ上603-1	0896-25-0088	194 (82)	—	1	○
宇摩	6	公立学校共済組合三島医療センター	799-0422	四国中央市 中之庄町1684-2	0896-23-2515	70 (66)	—	1	○
宇摩	7	栗整形外科病院	799-0422	四国中央市 中之庄町398-1	0896-24-5550	40 (40)	—	1	○
宇摩	8	四国中央市立国民健康保険新宮診療所	799-0303	四国中央市 新宮町新宮50	0896-72-2131	—	—	1	—
宇摩	9	松風病院	799-0712	四国中央市 土居町入野970	0896-74-2001	199 (23)	—	1	○
宇摩	10	恵康病院	799-0724	四国中央市 土居町蕪崎253-1	0896-74-7600	60 (60)	—	1	○
新居浜・西条	11	財団新居浜病院	792-0828	新居浜市 松原町13-47	0897-43-6151	415 (0)	—	1	○
新居浜・西条	12	十全ユリノキ病院	792-0844	新居浜市 角野新田町1-1-28	0897-41-2222	306 (0)	—	1	○
新居浜・西条	13	愛媛労災病院	792-8550	新居浜市 南小松原町13-27	0897-33-6191	199 (199)	—	1	○
新居浜・西条	14	県立新居浜病院	792-0042	新居浜市 本郷3-1-1	0897-43-6161	208 (203)	○	2	▲ ◎ ○
新居浜・西条	15	十全総合病院	792-8586	新居浜市 北新町1-5	0897-33-1818	350 (350)	—	2	○
新居浜・西条	16	新居浜山内病院	792-0022	新居浜市 徳常町6-13	0897-37-0022	32 (32)	—	1	○
新居浜・西条	17	住友別子病院	792-8543	新居浜市 王子町3-1	0897-37-7111	360 (360)	—	2	○
新居浜・西条	18	新居浜協立病院	792-0017	新居浜市 若水町1-7-45	0897-37-2000	99 (99)	—	1	○
新居浜・西条	19	岩崎病院	792-0045	新居浜市 中萩町2-5	0897-41-6030	50 (50)	—	1	○
新居浜・西条	20	循環器科林病院	792-0834	新居浜市 中西町6-46	0897-43-8383	76 (76)	—	1	○
新居浜・西条	21	立花病院	792-0826	新居浜市 喜光地町1-13-29	0897-41-4118	60 (60)	—	1	○
新居浜・西条	22	西条道前病院	793-0010	西条市 飯岡地蔵原3290-1	0897-56-2247	260 (0)	—	1	○
新居浜・西条	23	西条中央病院	793-0027	西条市 朔日市804	0897-56-0300	242 (240)	○	2	○
新居浜・西条	24	村上記念病院	793-0030	西条市 大町739	0897-56-2300	199 (199)	—	1	○
新居浜・西条	25	西条愛寿会病院	793-0035	西条市 福武字蔵尾甲158-1	0897-55-2300	180 (180)	—	1	○
新居浜・西条	26	西条市民病院	799-1104	西条市 小松町妙口甲1521	0898-72-4111	101 (101)	—	1	○
新居浜・西条	27	済生会西条病院	793-0027	西条市 朔日市字榎ヶ坪269-1	0897-55-5100	150 (150)	—	1	○
新居浜・西条	28	西条市立周桑病院	799-1341	西条市 壬生川131	0898-64-2630	185 (185)	—	1	○
新居浜・西条	29	共立病院	799-1353	西条市 三津屋南9-10	0898-64-2662	51 (51)	—	1	○
新居浜・西条	30	渡部病院	799-1371	西条市 周布331-1	0898-64-1200	52 (52)	—	1	○
新居浜・西条	31	横山病院	799-1101	西条市 小松町新屋敷甲286	0898-72-2121	36 (36)	—	1	○
新居浜・西条	32	福田医院	791-0502	西条市 丹原町願連寺278	0898-68-7243	19 (19)	—	1	○
今治	33	正光会今治病院	799-1598	今治市 高市甲786-13	0898-48-2560	293 (0)	—	1	○
今治	34	今治市医師会市民病院	794-0026	今治市 別宮町7-1-40	0898-22-7611	55 (51)	—	1	○
今治	35	白石病院	794-0041	今治市 松本町1-5-9	0898-32-4135	100 (100)	—	1	○

救護病院一覧表(令和5年8月末時点)
 ※愛媛県では、県内の全病院(134病院)を救護病院に指定

医療 圏域	番号	機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産施設 の有無	救護 班数	三次救急医療施設▲ 災害基幹拠点病院● 災害拠点病院(精神)◎ 救護病院等 ○
今治	36	今治第一病院	794-0052	今治市 宮下町1-1-21	0898-23-1650	90 (90)	—	1	○
今治	37	三木病院	794-0057	今治市 泉川町1-3-45	0898-32-4680	30 (30)	—	1	○
今治	38	きら病院	794-0028	今治市 北宝来町1-3-5	0898-31-5711	30 (30)	○	1	○
今治	39	放射線第一病院	794-0054	今治市 北日吉町1-10-50	0898-23-3358	110 (110)	—	1	○
今治	40	美須賀病院	794-0037	今治市 黄金町3-4-8	0898-32-1212	99 (99)	—	1	○
今治	41	菅病院	794-0056	今治市 南日吉町2-3-21	0898-32-5092	40 (40)	—	1	○
今治	42	吉野病院	794-0038	今治市 末広町1-5-5	0898-32-0323	90 (90)	—	1	○
今治	43	木原病院	794-0026	今治市 別宮町3-7-8	0898-23-0634	73 (73)	—	1	○
今治	44	瀬戸内海病院	794-0028	今治市 北宝来町2-4-9	0898-23-0655	97 (97)	—	1	○
今治	45	消化器科久保病院	799-2116	今治市 内堀1-1-19	0898-41-3233	39 (39)	—	1	○
今治	46	光生病院	794-0022	今治市 室屋町3-2-10	0898-22-0468	51 (51)	—	1	○
今治	47	村上病院	794-0015	今治市 常盤町5-3-37	0898-22-8833	22 (22)	—	1	○
今治	48	山内病院	794-0063	今治市 片山3-1-40	0898-32-3000	50 (50)	—	1	○
今治	49	済生会今治病院	799-1592	今治市 喜田村7-1-6	0898-47-2500	191 (191)	—	1	○
今治	50	今治南病院	794-0862	今治市 四村103-1	0898-22-7300	55 (55)	—	1	○
今治	51	高山内科病院	794-0025	今治市 大正町3-5-8	0898-22-7720	31 (31)	—	1	○
今治	52	県立今治病院	794-0006	今治市 石井町4-5-5	0898-32-7111	320 (270)	○	2	◎ ○
今治	53	整形外科藤井病院	794-0015	今治市 常盤町5-3-38	0898-24-1000	39 (39)	—	1	○
今治	54	広瀬病院	799-1504	今治市 喜田村6-5-1	0898-47-0100	57 (57)	—	1	○
今治	55	内科・消化器科羽鳥 病院	794-0043	今治市 南宝来町3-2-3	0898-22-2898	33 (33)	—	1	○
今治	56	高木眼科病院	794-0028	今治市 北宝来町2-3-1	0898-31-7500	30 (30)	—	1	○
今治	57	鈴木病院	794-0026	今治市 別宮町2-1-5	0898-23-0500	36 (36)	—	1	○
今治	58	済生会今治第二病院	794-0054	今治市 北日吉町1-7-43	0898-23-0100	30 (30)	—	1	○
今治	59	波方中央病院	799-2102	今治市 波方町大字樋口甲 1683-1	0898-41-5911	37 (37)	—	1	○
今治	60	大三島中央病院	794-1304	今治市 大三島町宮浦5318	0897-82-1111	28 (28)	—	1	○
今治	61	岡村診療所	794-1101	今治市 関前岡村甲18-2	0897-88-2118	2 (2)	—	1	○
今治	62	上島町魚島国民健康 保険診療所	794-2540	越智郡 上島町 魚島1番耕地124-3	0897-78-0231	—	—	1	—
松山	63	増田病院	791-8013	松山市 山越3-5-24	089-924-7804	54 (54)	—	1	○
松山	64	栗林病院	791-0101	松山市 溝辺町甲331	089-977-3311	124 (124)	—	1	○
松山	65	松山記念病院	791-8022	松山市 美沢1-10-38	089-925-3211	693 (0)	—	1	◎ ○
松山	66	真光園	791-1112	松山市 南高井町1491	089-975-2000	204 (0)	—	1	○
松山	67	久米病院	790-0924	松山市 南久米町723	089-975-0503	173 (19)	—	1	○
松山	68	堀江病院	799-2652	松山市 福角町甲1582	089-978-0783	200 (0)	—	1	○
松山	69	国立病院機構四国が んセンター	791-0245	松山市 南梅本町甲160	089-999-1111	368 (368)	—	2	○
松山	70	松山まどんな病院	790-0802	松山市 喜与町1-7-1	089-936-2461	78 (78)	○	1	○

救護病院一覧表(令和5年8月末時点)
 ※愛媛県では、県内の全病院(134病院)を救護病院に指定

医療 圏域	番号	機 関 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産施設 の有無	救護 班数	三次救急医療施設▲ 災害基幹拠点病院● 災害拠点病院(精神)◎ 救護病院等 ○
松山	71	松山赤十字病院	790-8524	松山市 文京町1	089-924-1111	585 (582)	○	2	◎ ○
松山	72	松山市民病院	790-0067	松山市 大手町2-6-5	089-943-1151	399 (399)	—	2	○
松山	73	松山協和病院	790-0966	松山市 立花5-1-53	089-932-1712	54 (54)	—	1	○
松山	74	野本記念病院	790-0003	松山市 三番町5-12-1	089-943-0151	99 (99)	—	1	○
松山	75	奥島病院	790-0843	松山市 道後町2-2-1	089-925-2500	184 (184)	—	1	○
松山	76	松山笠置記念心臓血管病院	790-0023	松山市 末広町18-2	089-941-2288	48 (48)	—	1	○
松山	77	松山城東病院	790-0915	松山市 松末2-19-36	089-943-7717	90 (90)	—	1	○
松山	78	佐藤実病院	790-0811	松山市 本町6-3-1	089-925-5544	68 (68)	—	1	○
松山	79	おおぞら病院	791-8021	松山市 六軒家町4-20	089-989-6620	108 (108)	—	1	○
松山	80	土橋共立病院	790-0032	松山市 土橋町3-1	089-931-1804	55 (55)	—	1	○
松山	81	松山リハビリテーション病院	791-1111	松山市 高井町1211	089-975-7431	326 (326)	—	2	○
松山	82	県立子ども療育センター	791-0212	東温市 田窪2135	089-955-5533	100 (100)	—	1	○
松山	83	南松山病院	790-0952	松山市 朝生田町1-3-10	089-941-8255	242 (242)	—	2	○
松山	84	県立中央病院	790-0024	松山市 春日町83	089-947-1111	827 (824)	○	2	▲ ● ○
松山	85	牧病院	799-2648	松山市 菅沢町甲1151-1	089-977-3351	182 (0)	—	1	○
松山	86	梶浦病院	790-0003	松山市 三番町4-4-5	089-943-2208	50 (50)	—	1	○
松山	87	天山病院	790-0951	松山市 天山2-3-30	089-946-1555	160 (160)	—	1	○
松山	88	南高井病院	791-1112	松山市 南高井町333	089-976-7777	300 (300)	—	2	○
松山	89	道後温泉病院	790-0858	松山市 道後姫塚乙21-21	089-933-5131	224 (224)	—	2	○
松山	90	松山ベテル病院	790-0833	松山市 祝谷6-1229	089-925-5000	155 (155)	—	1	○
松山	91	鷹の子病院	790-0925	松山市 鷹子町525-1	089-976-5551	72 (72)	—	1	○
松山	92	福角病院	799-2652	松山市 福角町乙69-1	089-979-5561	114 (114)	—	1	○
松山	93	愛媛生協病院	791-1102	松山市 来住町1091-1	089-976-7001	88 (88)	—	1	○
松山	94	東明病院	791-1123	松山市 東方町甲1026-1	089-963-3333	91 (91)	—	1	○
松山	95	済生会松山病院	791-8026	松山市 山西町880-2	089-951-6111	199 (199)	—	1	○
松山	96	渡辺病院	791-0054	松山市 空港通7-13-3	089-973-0111	47 (47)	—	1	○
松山	97	中川病院	791-0245	松山市 南梅本町甲58	089-976-7811	40 (40)	—	1	○
松山	98	松山第一病院	791-8016	松山市 久万ノ台282-2	089-924-6878	70 (70)	—	1	○
松山	99	貞本病院	790-0052	松山市 竹原町1-6-1	089-945-1471	60 (60)	—	1	○
松山	100	松山西病院	791-8034	松山市 富久町360-1	089-972-3355	102 (102)	—	1	○
松山	101	平成脳神経外科病院	791-1105	松山市 北井門2-7-28	089-905-0011	65 (65)	—	1	○
松山	102	和ホスピタル	799-2434	松山市 柳原739	089-992-0700	120 (0)	—	1	○
松山	103	北条病院	799-2438	松山市 河野中須賀288-5	089-993-1200	60 (60)	—	1	○
松山	104	なかじま中央病院	791-4501	松山市 中島大浦3081-1	089-997-1171	50 (50)	—	1	○
松山	105	愛媛大学医学部附属病院	791-0295	東温市 志津川	089-964-5111	644 (602)	○	2	▲ ◎ ○

救護病院一覧表(令和5年8月末時点)
 ※愛媛県では、県内の全病院(134病院)を救護病院に指定

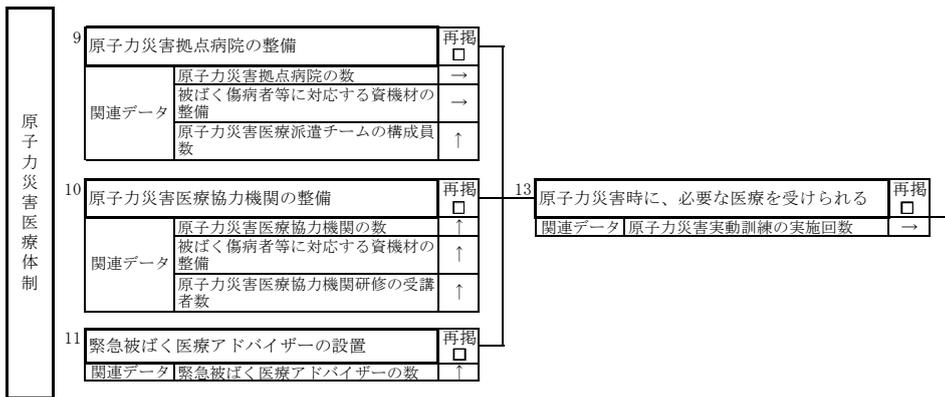
医療 圏域	番号	機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産施設 の有無	救護 班数	三次救急医療施設▲ 災害基幹拠点病院● 災害拠点病院(精神)◎ 救護病院等 ○
松山	106	国立病院機構愛媛医療センター	791-0281	東温市 横河原366	089-964-2411	380 (360)	—	2	○
松山	107	愛媛十全医療学院附属病院	791-0385	東温市 南方561	089-966-5011	97 (97)	—	1	○
松山	108	久万高原町立病院	791-1201	上浮穴郡久万高原町 久万65	0892-21-1120	60 (60)	—	1	○
松山	109	久万高原町国民健康保険面河診療所	791-1701	上浮穴郡久万高原町 渋草2474	0892-58-2016	9 (9)	—	1	○
松山	110	伊予病院	799-3101	伊予市 八倉906-5	089-983-2222	290 (290)	—	2	○
松山	111	佐礼谷診療所	791-3201	伊予市 中山町佐礼谷甲816-1	089-968-0021	—	—	1	—
松山	112	くろだ病院	791-3161	伊予郡松前町 大字神崎586	089-984-1201	153 (0)	—	1	○
松山	113	松前病院	791-3120	伊予郡松前町 大字筒井1592-1	089-984-1300	56 (56)	—	1	○
松山	114	砥部病院	791-2114	伊予郡砥部町 麻生40-1	089-957-5511	213 (100)	—	1	○
松山	115	砥部町国民健康保険診療所	791-2205	伊予郡砥部町 総津396	089-969-2020	6 (6)	—	1	○
八幡浜・大洲	116	平成病院	795-0011	大洲市 柚木811-1	0893-24-2138	256 (0)	—	1	○
八幡浜・大洲	117	大洲中央病院	795-8507	大洲市 東大洲5	0893-24-4551	182 (182)	—	1	○
八幡浜・大洲	118	加戸病院	791-3301	喜多郡内子町 内子771	0893-44-5500	92 (92)	—	1	○
八幡浜・大洲	119	喜多医師会病院	795-0064	大洲市 東大洲1563-1	0893-25-0535	199 (199)	—	1	○
八幡浜・大洲	120	大洲記念病院	795-0061	大洲市 徳森1512	0893-25-2022	95 (95)	—	1	○
八幡浜・大洲	121	市立大洲病院	795-8501	大洲市 西大洲字ヤスバ甲570	0893-24-2151	150 (142)	—	1	○
八幡浜・大洲	122	石村病院	799-3401	大洲市 長浜甲176	0893-52-0275	22 (22)	—	1	○
八幡浜・大洲	123	大洲市国民健康保険河辺診療所	797-1601	大洲市 河辺町植松428	0893-39-2010	—	—	1	—
八幡浜・大洲	124	八幡浜医師会立双岩病院	796-8035	八幡浜市 若山4番耕地160-1	0894-22-4355	174 (0)	—	1	○
八幡浜・大洲	125	市立八幡浜総合病院	796-8502	八幡浜市 大平1-638	0894-22-3211	256 (254)	○	2	◎ ○
八幡浜・大洲	126	広瀬病院	796-0088	八幡浜市 昭和通1280-9	0894-22-2600	76 (76)	—	1	○
八幡浜・大洲	127	宇都宮病院	796-0088	八幡浜市 1536-118	0894-22-0163	120 (120)	—	1	○
八幡浜・大洲	128	真網代くじらリハビリテーション病院	796-8053	八幡浜市 真網代甲229-5	0894-28-1123	186 (89)	—	1	○
八幡浜・大洲	129	伊方町国民健康保険串診療所	796-0822	西宇和郡伊方町 串466	0894-56-0032	—	—	1	—
八幡浜・大洲	130	伊方町国民健康保険九町診療所	796-0421	西宇和郡伊方町 九町1-597-1	0894-39-1050	—	—	1	—
八幡浜・大洲	131	伊方町国民健康保険瀬戸診療所	796-0502	西宇和郡伊方町 三机乙2587	0894-29-8811	19 (19)	—	1	○
八幡浜・大洲	132	三瓶病院	796-0907	西予市 三瓶町朝立2番耕地1	0894-33-1200	47 (47)	—	1	○
八幡浜・大洲	133	西予市立西予市民病院	797-0029	西予市 宇和町永長147-1	0894-62-1121	154 (154)	—	1	○
八幡浜・大洲	134	西予市立野村病院	797-1212	西予市 野村町野村9-53	0894-72-0180	60 (60)	—	1	○
八幡浜・大洲	135	西予市国民健康保険土居診療所	797-1701	西予市 城川町土居578	0894-83-0031	—	—	1	—
宇和島	136	正光会宇和島病院	798-0027	宇和島市 柿原1280	0895-22-5622	266 (0)	—	1	○
宇和島	137	市立宇和島病院	798-8510	宇和島市 御殿町1-1	0895-25-1111	435 (426)	○	2	▲ ◎ ○
宇和島	138	地域医療機能推進機構宇和島病院	798-0053	宇和島市 賀古町2-1-37	0895-22-5616	199 (199)	—	1	○
宇和島	139	鎌野病院	798-0051	宇和島市 広小路2-49	0895-24-6611	36 (36)	—	1	○
宇和島	140	宇和島徳洲会病院	798-0003	宇和島市 住吉町2-6-24	0895-22-2811	300 (300)	—	2	○

救護病院一覧表(令和5年8月末時点)
 ※愛媛県では、県内の全病院(134病院)を救護病院に指定

医療圏域	番号	機関名	郵便番号	所在地	電話番号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産施設 の有無	救護 班数	三次救急医療施設▲ 災害基幹拠点病院● 災害拠点病院(精神)◎ 救護病院等 ○
宇和島	141	宇和島市立吉田病院	799-3701	宇和島市 吉田町北小路甲 217	0895-52-0611	100 (100)	○	1	○
宇和島	142	宇和島市立津島病院	798-3393	宇和島市 津島町高田丙15	0895-32-2011	100 (100)	—	1	○
宇和島	143	旭川荘南愛媛病院	798-1393	北宇和郡 鬼北町 永野市1607	0895-45-1101	132 (132)	—	1	○
宇和島	144	鬼北町立北宇和病院	798-1300	北宇和郡 鬼北町 近永445-1	0895-45-3400	100 (100)	—	1	○
宇和島	145	鬼北町国民健康保険 日吉診療所	798-1502	北宇和郡 鬼北町 大字下鍵山299	0895-44-2250	17 (17)	—	1	○
宇和島	146	松野町国民健康保険 中央診療所	798-2102	北宇和郡 松野町 大字延野々1406-4	0895-42-0707	15 (15)	—	1	○
宇和島	147	愛南町国保一本松病 院付属内海診療所	798-3701	南宇和郡 愛南町 柏434-1	0895-85-0341	—	—	1	—
宇和島	148	西本病院	798-4110	南宇和郡 愛南町 御荘平城4289-1	0895-73-2121	38 (38)	—	1	○
宇和島	149	県立南宇和病院	798-4131	南宇和郡 愛南町 城辺甲2433-1	0895-72-1231	199 (199)	○	1	○
宇和島	150	国保一本松病院	798-4408	南宇和郡 愛南町 一本松5056-2	0895-84-2255	60 (60)	—	1	○
計	150	医療機関 (医療救護班設置)		宇 摩 : 10 新居浜・西条 : 22 今 治 : 30 松 山 : 53 八幡浜・大洲 : 20 宇 和 島 : 15				171	三次救急医療施設: 4 災害基幹拠点病院: 1 災害拠点病院(精神): 7(1) 救護病院等: 142

災害医療・原子力災害医療

機能	施策	施策効果	(最終) 目的	
災害拠点病院等	1 災害（基幹）拠点（精神科）病院の整備	再掲 <input type="checkbox"/>		
	関連データ	災害（基幹）拠点病院数 → 災害拠点精神科病院数 → 災害拠点病院等の耐震化率 → 浸水想定及び津波災害警戒区域立地病院の浸水対策実施率 → 自家発電機の燃料の備蓄（3日分）の実施率 → 衛星電話の保有率 → 多数傷病者等求められる症例に対応可能なスペースを有する割合 → 病院敷地内又は病院近隣地にヘリポートを有している病院の割合 → DMATや医療チームの派遣に必要な緊急車両を有している病院の割合 →		
	2 災害医療従事者の育成	再掲 <input type="checkbox"/>		
関連データ	病院による医療従事者に対する災害医療教育の実施回数（BCP、EMIS、その他） ↑ 被災した状況を想定した（院内）災害実働訓練を実施した病院の割合 ↑ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）入力訓練への参加率 → 複数のDMATを保有している病院の割合 →			
	3 災害時の円滑な医療救護体制の確保	再掲 <input type="checkbox"/>		
関連データ	業務継続計画（BCP）の策定率 → 浸水想定及び津波災害警戒区域立地病院の浸水想定BCPの策定率 → 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の登録率 → EMISの入力担当者を複数指名している病院の割合 ↑	12 災害時に、多数の傷病者が必要な医療を受けられる	再掲 <input type="checkbox"/>	
		関連データ	災害実働訓練（県総合防災訓練、内閣府主催大規模地震時医療活動訓練、四国ブロックDMAT実働訓練等）への参加DMAT・DPATのチーム数 ↑ 地域災害医療対策会議運営訓練の実施回数 ↑ 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）運営訓練の実施回数 ↑	
災害拠点病院等以外の病院	4 災害拠点病院以外の病院の整備	再掲 <input type="checkbox"/>		
	関連データ	二次救急医療機関の耐震化率 ↑ 自家発電機の燃料の備蓄の実施率 ↑ 浸水想定及び津波災害警戒区域立地病院の浸水対策実施率 ↑		
	5 災害医療従事者の育成	再掲 <input type="checkbox"/>		
関連データ	被災した状況を想定した（院内）災害実働訓練を実施した病院の割合 ↑ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）入力訓練への参加率 →	14 災害時に、救命できるはずの被災者が救命されている		
	6 災害時の円滑な医療救護体制の確保	再掲 <input type="checkbox"/>		
関連データ	業務継続計画（BCP）の策定率 ↑ 浸水想定及び津波災害警戒区域立地病院の浸水想定BCPの策定率 ↑ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の登録率 → 毎年度におけるEMISの医療機関基本情報を更新している病院の割合 ↑	関連データ	愛媛DMATの活動実績 愛媛DPATの活動実績 県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、日本赤十字社愛媛県支部、県柔道整復師会、県災害リハビリテーション連絡協議会等の県内関係団体の活動実績 原子力災害派遣医療チームの活動実績 航空機を使用した被災地外への傷病者搬送実績 県外からのDMAT・DPATや保健医療活動チーム等の外部支援の活動実績 ※数値目標や方向性は設定しない	
自治体	7 地域の実情に応じた災害医療体制の構築	再掲 <input type="checkbox"/>		
	関連データ	県医療対策課及び保健所（松山市保健所を含む）の衛星電話の整備数 → DMAT、DPAT等の緊急医療チーム数・隊員数 ↑ DMAT感染症研修を受講したDMAT隊員数、割合 ↑ 災害医療コーディネーター数 → 災害時小児周産期リエゾン数 → 都道府県による医療従事者に対する災害医療教育の実施回数（DMAT・DPAT・DHEAT等） ↑ 都道府県による地域住民に対する災害医療教育の実施回数 ↑ 地域災害医療対策会議等の開催回数 →		
	8 広域医療搬送体制の整備	再掲 <input type="checkbox"/>		
関連データ	SCUの整備 → ドクターヘリの配備数 → ランデブーポイントの登録数 ↑			



- ・再掲している施策等は、再掲欄の☑で表示
- ・関連データの矢印は、当該データの方向性を示す

災害医療及び原子力災害医療関連データ一覧

体系図 番号	データ名 (出典)	基準値								時点
		全国	県	宇摩	新居浜・西条	今治	松山	八幡浜・大洲	宇和島	
1	災害(基幹)拠点病院数(県調べ)		8							R5.10
1	災害拠点精神科病院数(県調べ)		1							R5.10
1	災害拠点病院等の耐震化率(国調べ)		100%							R4.10
1	浸水想定及び津波災害警戒区域立地病院の浸水対策実施率(国調べ)		88.9%							R4.9
1	自家発電機の燃料の備蓄(3日分)の実施率(国調べ)		100%							R5年度
1	衛星電話の保有率(国調べ)		100%							R5年度
1	多数傷病症等求められる症例に対応可能なスペースを有する割合(国調べ)		100%							R5年度
1	病院敷地内又は病院近隣地にヘリポートを有している病院の割合(国調べ)		100%							R5年度
1	DMATや医療チームの派遣に必要な緊急車両を有している病院の割合(国調べ)		100%							R5年度
2	病院による医療従事者に対する災害医療教育の実施回数(BCP、EMIS、その他)(国調べ)		17							R5年度
2	被災した状況を想定した(院内)災害実働訓練を実施した病院の割合(国調べ)		88.9%							R5年度
2	広域災害救急医療情報システム(EMIS)入力訓練への参加率(県調べ)		100%							R4年度
2	複数のDMATを保有している病院の割合(県調べ)		100%							R5.12
3	業務継続計画(BCP)の策定率(国調べ)		100%							R4.9
3	浸水想定及び津波災害警戒区域立地病院の浸水想定BCPの策定率(国調べ)		100%							R4.9
3	広域災害救急医療情報システム(EMIS)の登録率(県調べ)		100%							R4年度
3	EMIS担当者を複数指名している病院の割合(県調べ)		100%							R4年度
4	二次救急医療機関の耐震化率(国調べ) ※災害拠点病院を含む		84.7%							R4.10
4	自家発電機の燃料の備蓄の実施率(国調べ)		82.4%							R4.9
4	浸水想定及び津波災害警戒区域立地病院の浸水対策実施率(国調べ)		62.8%							R4.9
5	被災した状況を想定した(院内)災害実働訓練を実施した病院の割合(国調べ)		12.0%							R4.9
5	広域災害救急医療情報システム(EMIS)入力訓練への参加率(県調べ)		100%							R4年度
6	業務継続計画(BCP)の策定率(国調べ)		34.4%							R4.9
6	浸水想定及び津波災害警戒区域立地病院の浸水想定BCPの策定率(国調べ)		33.3%							R4.9
6	広域災害救急医療情報システム(EMIS)の登録率(県調べ)		100%							R4年度
6	毎年度におけるEMISの医療機関基本情報を更新している病院の割合(国調べ)		88.8%							R4.9
7	県医療対策課及び保健所(松山市保健所を含む)の衛星電話の整備数(県調べ)		9							R5.10
7	DMAT(上段)、DPAT(下段)等の緊急医療チーム数・隊員数(県調べ)		27・160 6・265							R5.12 R5.3
7	DMAT感染症研修を受講したDMAT隊員数(上段)、割合(下段)(国調べ)		22 12.0%							R5.10
7	災害医療コーディネータの数(県調べ)		18							R5.10
7	災害時小児周産期リエゾンの数(県調べ)		25							R5.10
7	都道府県による医療従事者に対する災害医療教育の実施回数(DMAT・DPAT・DHEAT・DWAT等)(県調べ)		4							R4年度
7	都道府県による地域住民に対する災害医療教育の実施回数(県調べ)		2							R4年度
7	地域災害医療対策会議の開催回数(県調べ)		7							R4年度
8	SCUの整備(県調べ)		1							R5.10
8	ドクターヘリの配備数(県調べ)		1							R5.10
8	ランデブーポイントの登録数(県調べ)		363							R5.8
9	原子力災害拠点病院の数(県調べ)		4							R5.10
9	原子力災害拠点病院の資機材整備(県調べ)		4							R5.10
9	原子力災害医療派遣チームの構成員数(県調べ)		100							R5.1
10	原子力災害医療協力機関の数:病院(県調べ)		11							R5.10
10	原子力災害医療協力機関の数:団体(県調べ)		7							R5.10
10	原子力災害医療協力機関の資機材整備:病院(県調べ)		11							R5.10
10	原子力災害医療協力機関研修の受講者数(延べ人数:県調べ)		1495							R5.10
11	緊急被ばく医療アドバイザーの数(県調べ)		12							R5.10

体系図 番号	データ名（出典）	基準値								時点
		全国	県	宇摩	新居浜・西条	今治	松山	八幡浜・大洲	宇和島	
12	災害実動訓練（県総合防災訓練、内閣府主催大規模地震時医療活動訓練、四国ブロックDMAT実働訓練等）への参加DMAT・DPATのチーム数（県調べ）		11							R4年度
12	地域災害医療対策会議運営訓練の実施回数（県調べ）		5							R4年度
12	航空機搬送拠点臨時医療施設（SCU）運営訓練の実施回数（県調べ）		0							R4年度
13	原子力災害実動訓練の実施回数（県調べ）		1							R4年度
14	愛媛DMATの活動実績（県調べ）		0							R4年度
14	愛媛DPATの活動実績（県調べ）		0							R4年度
14	県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、日本赤十字社愛媛県支部、県柔道整復師会、県災害リハビリテーション連絡協議会等県内関係団体の活動実績（県調べ）		0							R4年度
14	原子力災害派遣医療チームの活動実績（県調べ）		0							R4年度
14	航空機を使用した被災地内外への傷病者搬送実績（県調べ）		0							R4年度
14	県外からのDMAT・DPATや保健医療活動チーム等の外部支援の活動実績（県調べ）		0							R4年度

注) NDBに基づくデータは、一定数以下のものを「*」と表示し、マスク処理しています。ただし、集計値が0の場合は「0」と表示します。
 [一定数] > レセプト枚数及び算定件数：10未満 > 医療機関数：3未満